

[事案 30-229] 死亡保険金支払請求

・令和元年 6 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から保険金が満額支払われるのは事故や災害による死亡のみとの説明を受けていないことを理由に、満額との差額分の死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である配偶者が病気で亡くなったので、平成 28 年 1 月に配偶者が乗合代理店を通じて契約した積立型終身保険にもとづき、死亡保険金を請求したところ、経過年数に応じた死亡保険金が支払われたが、募集人から満額支払われるのは事故や災害による死亡のみとの説明を受けていないことから、死亡保険金を満額支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人配偶者に対し、病気死亡時の保険金額の推移が災害死亡時の保険金額と併記された設計書等の資料を使用して保障内容を説明しており、申立人もその場に同席していた。また、本契約は、仕事の関係から災害死亡時の死亡保障を充実させ、保険料負担は抑えたいという申立人配偶者の意向に沿ったものである。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は契約内容を説明していたと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。